

均等割のみ課税世帯へ8万5千円を追加給付

低所得者の子育て世帯へは子ども1人5万円を加算

市は、国の低所得者支援及び定額減税を補足する給付に関する発表を受け、住民税均等割のみ課税世帯に対し、住民税非課税世帯と同水準の10万円を給付する。住民税均等割のみ課税世帯に対しては、令和5年7月～10月に1世帯当たり1万5千円の給付を行っており、今回8万5千円を追加給付することで1世帯当たり計10万円の給付を行うことになる。また、低所得の子育て世帯に対しては子ども1人につき5万円を加算して給付する。給付はいずれもプッシュ型で行い、給付実績がある人は申請不要。

★内容

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」の追加拡大により、住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行うこととされた。本市では、すでに1万5千円の給付を行っていることから、今回追加で8万5千円の給付を行うもの。また、低所得の子育て世帯に対しては、子ども1人あたり5万円の給付を追加で給付を行う。

★対象

令和5年12月1日(金)において本市に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(約5,000世帯)と、令和5年度住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の子ども(約6,300人)。

★給付額(網掛け部分が今回給付分)

<①均等割のみ課税世帯>

1世帯当たり8万5千円。

<②低所得の子育て世帯>

子ども一人あたり5万円。

	合計 10万円		
非課税世帯	3万円 令和5年 5月～9月給付済	7万円 令和5年12月27日給付予定	+
均等割のみ 課税世帯	1万5千円 令和5年 7月～10月給付	①8万5千円 令和6年1月31日給付予定	
			②子ども一人 あたり5万円 令和6年2月末 給付予定

★給付時期

＜均等割のみ課税世帯に対する給付金＞

すでに給付実績がある世帯は、令和6年1月31日に一斉振込予定。

＜低所得の子ども世帯への給付金＞

令和6年2月末に振込を予定。

＜令和5年1月2日以降に転入した場合など、その他の世帯＞
申請受理後、順次支給。

★予算額

均等割のみ課税世帯への給付金 454,022 千円

低所得者の子育て世帯への給付金 348,957 千円

(令和5年12月22日に開催された市議会定例会において補正予算が議決)

★財源

全額国費（重点支援地方交付金）

＜お問い合わせ＞

福祉事務所 健康福祉総合相談課

☎072-841-1401、FAX 072-841-5711